輸第101217号	配合肥料	小麦配合860Cu	グリーンコスモス肥料株式会社	北海道札幌市中央区南一条西七丁目１番地12大通パークサイドビル９階Ｂ
輸第101226号	液状複合肥料	SAI肥料３号	住商アグロインターナショナル株式会社	東京都中央区晴海一丁目８番12号
輸第101244号	副産複合肥料	副産複合肥料　８－０－５	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第101245号	副産複合肥料	副産複合肥料　7.5－０－４	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第101210号	化成肥料	苦土マンガンほう素入り高度化成403特号	株式会社ジェイ・ティ・エフ	兵庫県高砂市高砂町東宮町1038番地４
生第101213号	化成肥料	くみあい塩安入り硫加燐安444号	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第101215号	化成肥料	中日本高度化成NS900Na	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第101218号	化成肥料	いせき化成LC284	サムシッヤ肥料株式会社	北海道千歳市上長都1190番地１
生第101219号	化成肥料	いせき化成LC444	サムシッヤ肥料株式会社	北海道千歳市上長都1190番地１
生第101220号	化成肥料	いせき化成LC484	サムシッヤ肥料株式会社	北海道千歳市上長都1190番地１
生第101242号	化成肥料	くみあいジシアン入り茶専用化成Ｓ0323	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
輸第101222号	カポック油かす及びその粉末	カポック油かす	株式会社ＳＵＪジャパン	東京都渋谷区恵比寿４－20－３
輸第101231号	尿素	尿素（Ｔ－Ｎ44.５%）	株式会社和郷	千葉県香取市新里1020番地
輸第101237号	化成肥料	燐安１号	シーアイマテックス株式会社	東京都中央区京橋一丁目18番１号
輸第101238号	化成肥料	燐安２号	シーアイマテックス株式会社	東京都中央区京橋一丁目18番１号
輸第101239号	化成肥料	燐安３号	シーアイマテックス株式会社	東京都中央区京橋一丁目18番１号
輸第101240号	化成肥料	燐安４号	シーアイマテックス株式会社	東京都中央区京橋一丁目18番１号
輸第101241号	化成肥料	NK化成	シーアイマテックス株式会社	東京都中央区京橋一丁目18番１号
輸第101243号	化成肥料	硝安入り化成15－15－15	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第101246号	硝酸アンモニア	Ｒ－硝酸アンモニア34	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田二丁目６番８号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百三十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

国土交通大臣　石井　啓一

平成二十八年一月十四日

道路の区域	道路の線	区間	後変更前	敷地の幅員	延長
西宮市塩瀬町名塩字蛇豆九五〇番	中国縦貫自動車道	後　前	最最小大	（メートル）二一一一	（メートル）二三
			最最小大	五九五九二	
			最最小大	八七八二	

○国土交通省告示第百四十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

国土交通大臣　石井　啓一

平成二十八年一月十四日

道路の区域	道路の線	区間	後変更前	敷地の幅員	延長
上埼玉県大字玉明上里町字若宮八三一番まで	関越自動車道新潟線	後　前	最最小大	（メートル）二一一二	（メートル）二五
		から同県児玉郡	最最小大	二一九三八	
			最最小大	二〇六三六	

○国土交通省告示第百四十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

縦覧その関係図面は、平成二十八年一月十四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

新潟越後線	関越自動車道	玉埼玉県児玉郡上里町大字五明字若宮八三一番まで	同県児玉郡	時平成二十八年一月十四日	供用開始の期日
				国土交通大臣	石井　啓一

○国土交通省告示第百四十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

縦覧その関係図面は、平成二十八年一月十四日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

国土交通大臣　石井　啓一

平成二十八年一月十四日

道路の区域	道路の線	区間	後変更前	敷地の幅員	延長
栗東市小野一一九番一から同市六地蔵二一一番二まで	中央自動車道西宮線	後　前	最最小大	（メートル）二六二六	（メートル）六三〇
			最最小大	三八五二	